

黒部市就職定住 促進事業補助金

市内事業所への就職を契機に
転入された方を支援します



補助対象者・補助金額

A：市内事業所に就職[※]し、以下の全てにあてはまる方 → **15万円**

□勤務期間が6か月を経過し、引き続き市内に住所を有する方

□期間の定めのない雇用契約をした方（正規雇用者）

□就職前後1年以内に転入された方

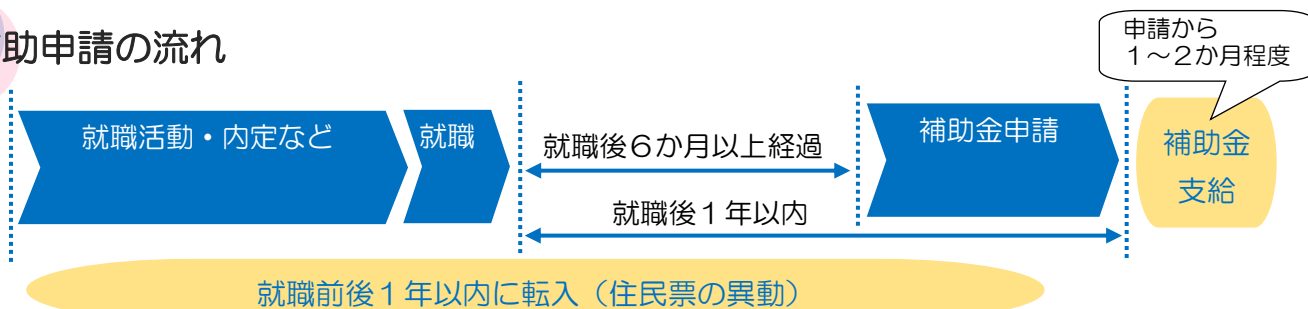
・初めて市内に住所を有した方（**初居住者**）

・市外に2年以上住所を有した後、再び市内に住所を有した方（**Uターン者**）

※ 市内に本社機能を有する大企業及びその子会社・地方公共団体等への就職や、個人事業主本人は対象外。

B：Aに該当する方と同居 かつ 就職していない18歳以下の家族 → **5万円**

補助申請の流れ



≪ 申請書類 ≫ 商工観光課窓口または市HPより取得できます。

- ① 黒部市就職定住促進事業補助金交付申請書
- ② 賃金の支払い状況が確認できる書類の写し
(正規雇用開始～6か月分：給与明細や賃金台帳のコピー等)
- ③ 出勤状況が確認できる書類の写し
(正規雇用開始～6か月分：タイムカードや出勤簿のコピー等)
- ④ 初居住者であること又はUターン者であることを確認できる書類（戸籍の附票等）の写し
- ⑤ 同居家族であることを確認できる書類（住民票：世帯全員、本籍、続柄記載のもの）の写し
- ⑥ 請求書（請求日は空欄） **※⑤は該当者のみ必要**

☞ 黒部市商工観光課あてご提出ください（申請期限は、就職後1年以内です）。

お問合せ

黒部市 商工観光課 商工労働係 ☎0765-54-2611
〒938-8555 黒部市三日市 1301